第1章　計画の基本的事項

1. 計画改訂の背景
2. 計画の目的と位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の対象範囲
5. 計画の担い手

第1章　計画の基本的事項

1. 計画改訂の背景

環境基本計画は、「熊谷市環境基本条例」の第３条に示された基本理念を実現するため、一層の環境保全と創造を推進する長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示すものです。

第１次環境基本計画は、合併後の新たな市域における「熊谷市の環境」を保全・創造するため、平成 20 年３月に策定し、平成 26 年３月に前期５年間の達成状況の確認と評価のための見直しを経て、様々な環境問題への取組を実施してきました。

第２次環境基本計画は、第１次計画の策定から 10 年を迎え、「第 10 回生物多様性条約締約国会議（COP10）」で採択された生物多様性保全への対応、地球温暖化に関する国際的な動向や国の政策への対応、東日本大震災に伴う放射性物質による環境汚染やエネルギー政策の転換など、本市を取り巻く状況が大きく変化していたことから見直し、策定を行いました。

本年度は第２次計画の改訂年度に当たることから、５年間の達成状況の確認と評価を行うとともに、社会情勢や環境条件の変化に対応しつつ、2024（令和６）年度以降の長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示すため、また、2022（令和４）年 10 月 28 日に「ゼロカーボンシティくまがや」を宣言したことを踏まえ、「第２次熊谷市環境基本計画」を改訂いたしました。

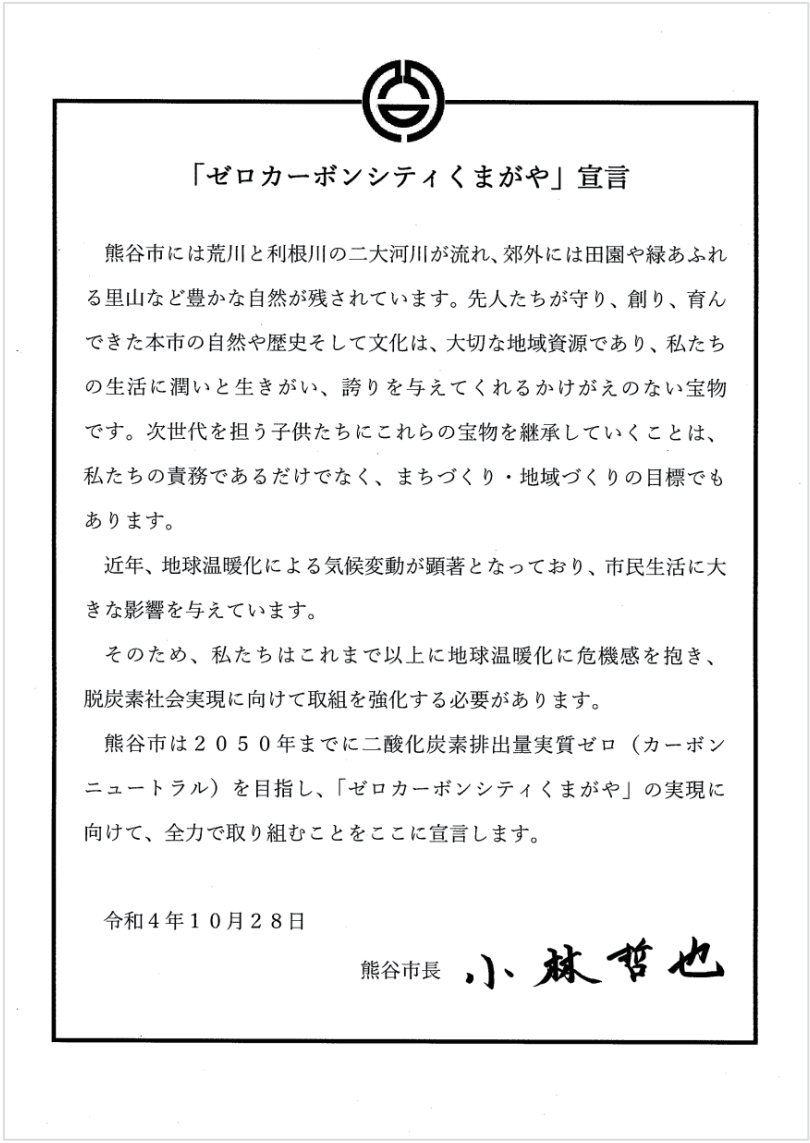

「ゼロカーボンシティくまがや」宣言

熊谷市には荒川と利根川の二大河川が流れ、郊外には田園や緑あふれる里山など豊かな自然が残されています。先人たちが守り、創り、育んできた本市の自然や歴史そして文化は、大切な地域資源であり、私たちの生活に潤いと生きがい、誇りを与えてくれるかけがえのない宝物です。次世代を担う子供たちにこれらの宝物を継承していくことは、私たちの責務であるだけでなく、まちづくり・地域づくりの目標でもあります。

近年、地球温暖化による気候変動が顕著となっており、市民生活に大きな影響を与えています。

そのため、私たちはこれまで以上に地球温暖化に危機感を抱き、脱炭素社会実現に向けて取組を強化する必要があります。

熊谷市は２０５０年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指し、「ゼロカーボンシティくまがや」の実現に向けて、全力で取り組むことをここに宣言します。

令和４年１０月２８日

熊谷市長　小林哲也

2. 計画の目的と位置づけ

本計画は、「熊谷市環境基本条例」に示された基本理念と、市の総合的な施策を示した「第２次熊谷市総合振興計画」における本市の将来都市像の『子どもたちの笑顔があふれるまち熊谷　～輝く未来へトライ～』を環境面から実現するものです。

そのために、本市の環境上の特性を踏まえ、市域の環境保全と創造に資する長期的な目標及び総合的な施策を示します。また、市が策定するその他環境に関連する計画や各種事業計画と整合が図れるよう、各種施策の環境面での基本的方向を示すものとします。

さらに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「気候変動適応法」（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」、並びに熊谷市脱炭素ロードマップを含めた計画として、本計画を位置づけています。

■熊谷市環境基本計画の位置づけ

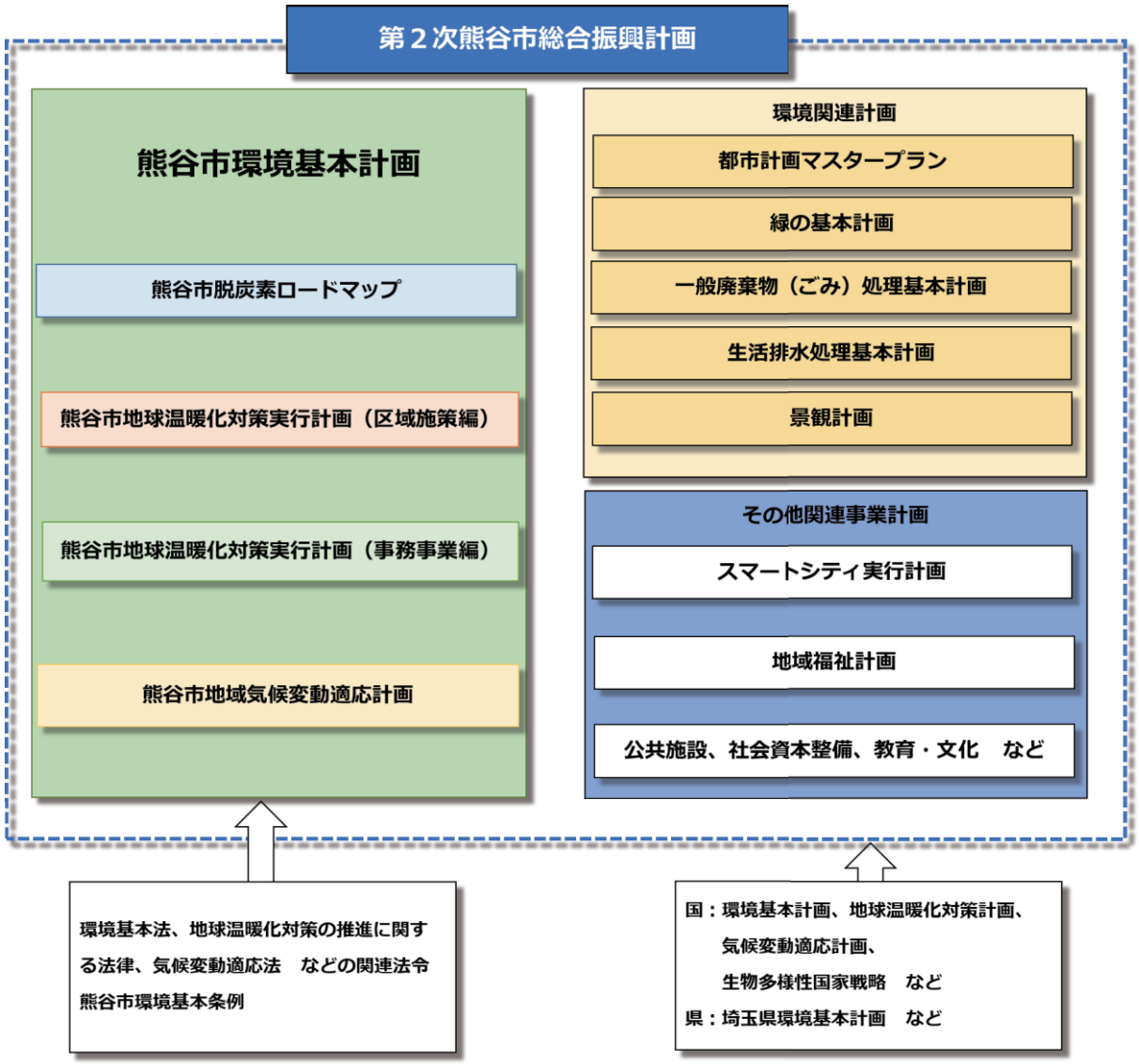

3. 計画の期間

本計画は、2018（平成 30）年度を初年度とし、2027（令和 9）年度を目標年度としていましたが、2020（令和 2）年 10 月に政府が実施した 2050 年カーボンニュートラル宣言をはじめとする脱炭素への機運向上など、社会情勢の変化に対応するため、目標年度を 2030（令和 12）年度へと変更します。

新たな目標年度である 2030（令和 12）年度には、13 年間の達成状況の確認と評価を行い、あわせて、社会情勢や科学的知見の変化等や総合振興計画との整合性を図りつつ、2031（令和 13）年度以降の長期的な目標及び総合的な施策の大綱を示すものとします。

■熊谷市環境基本計画の計画期間

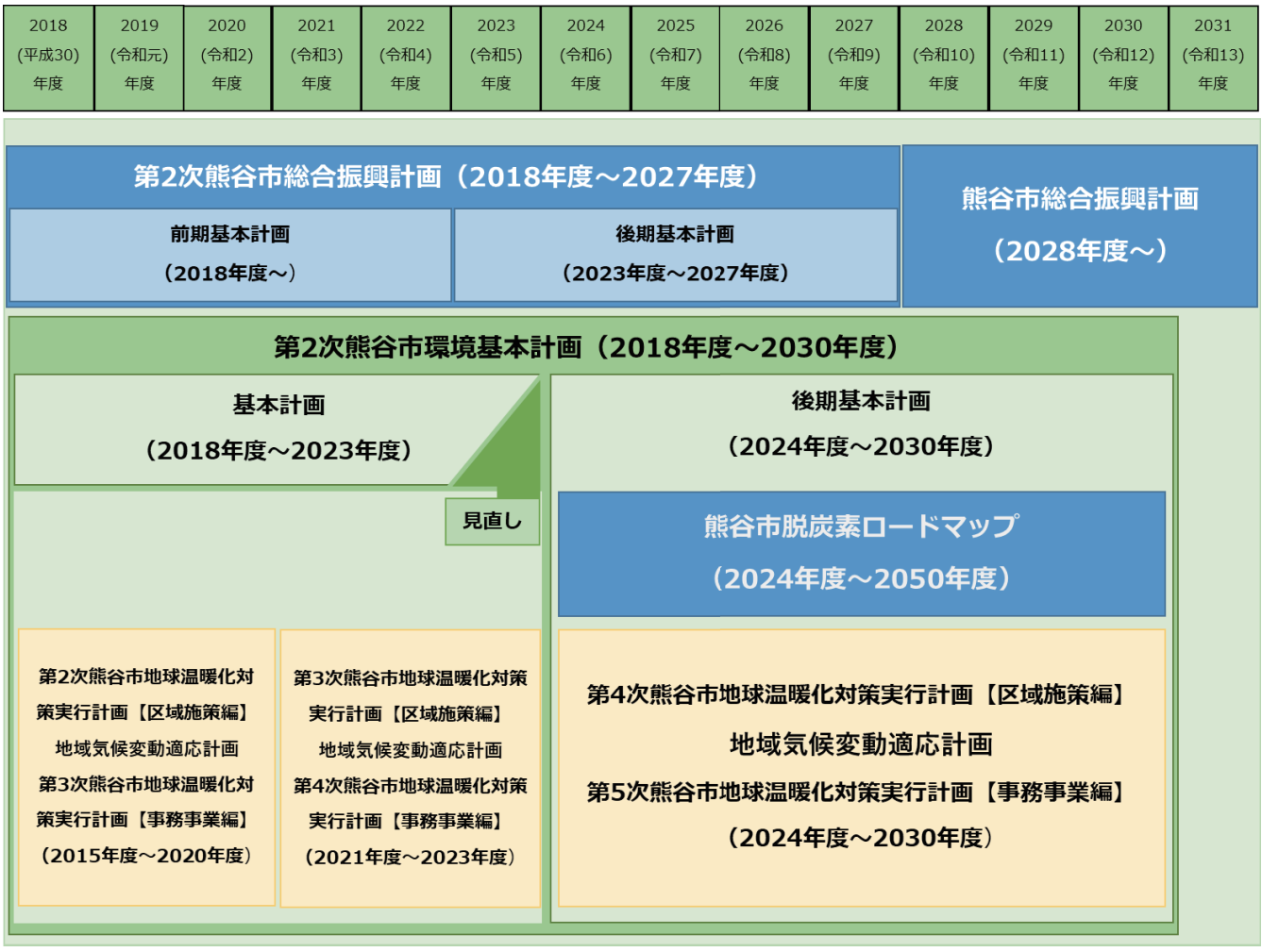

4. 計画の対象範囲

環境問題は、地球環境から身近な生活環境まで様々なものがありますが、本計画では、次の領域を対象とします。

地球環境

地球全体や将来の世代に関わる環境

資源・エネルギー、地球温暖化、
オゾン層の破壊　等

生活環境

市民生活の中で生じる環境

大気、水質、土壌汚染、騒音・振動、
悪臭、有害化学物質　等

自然環境

自然の保全、保護、創出に関わる環境

地形・地質、土壌、気象、
水、緑、動植物　等

快適環境

生活に安らぎと潤いを与える環境

DX、スマートシティ、景観、公園・
緑地、環境美化、交通、歴史・文化、
道路、下水道　等

5. 計画の担い手

本計画で示される環境の保全及び創造を推進していくために、行政・市民・事業者が、それぞれの役割と責務に応じて、主体的に環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

行政

- 環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策の策定と実施
- 各種の環境に配慮した行動の率先実行
- 環境の保全及び創造に関する情報提供、必要な制度の整備
- 国、県、市民、事業者、民間団体等への支援や連携による環境施策の推進

市民

- 環境の保全及び創造についての関心と理解を深める
- 自主的かつ積極的な環境に配慮した行動の実践
- 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める
- 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力、連携

事業者

- 事業活動に伴う公害の防止と自然環境の適正な保全のための措置
- 自主的かつ積極的な環境に配慮した行動の実践
- 事業活動及び製品等の製造から廃棄に至る各過程における環境負荷の低減
- 市が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力、連携